

令和8年第5回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（火）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時30分

2. 早島町役場 2階 第一会議室

3. 出席委員

1番	高島	正人
2番	栗坂	一郎
3番	林	正
4番	原	勝
5番	安原	輝夫
6番	日笠	太（会長）
7番	眞鍋	和崇
8番	増田	利之
9番	佐藤	周二
10番	片岡	正夫
推進委員	佐藤	省三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第7号 農地法第3条（所有権の移転）許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

7. 農業委員会事務局員

事務局長	渡辺	博
書記	片山	理恵
書記	杉本	和也
書記	山崎	拓哉

事務局長（渡辺 博君）

ただいまから令和8年第5回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は委員全員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、1番の 高畠 正人委員、2番の 栗坂 一郎委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第7号 農地法第3条（所有権の移転）許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書2ページをご覧ください。議案第7号について、農地の所在は早島字金田前●●●●番●、地目が田、面積が30㎡で、権利の種類は所有権の移転です。譲渡人は早島町早島●●●●番地●の●● ●●さん、譲受人は早島町前潟●●●●番地●の●● ●●さんです。申請事由は、贈与によるものです。位置図は3ページとなります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしくお願いします。

8番（増田 利之君）

5月7日に現地確認を行いました。場所は申請地の南側道路を西に進むとさん太しんぶん館、東に進むと噂島団地になります。地目は田になっていますけど現況は畑で

す。毎年、野菜作りはされています。面積は9坪くらいの小さい畑で家庭菜園を始めするには最適な広さで、家族が3、4人程度だったら野菜を十分育てることができると思うので、頑張っしてほしいなと思いました。農機具等は9坪程度なので必要はないのではないかなと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第7号については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第7号については許可されました。

続いて日程2の議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページをご覧ください。議案第8号・番号1について、農地の所在は早島字下野●●●●番、●●●●番●、●●●●番、●●●●番、●●●●番ですべて地目が田、合計5筆で面積が12,265㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定で、貸付人は早島町早島●●●●番地●の●● ●●さん、倉敷市水江●●●●番地●の●● ●●さん、早島町早島●●●●番地の●● ●●さん、●● ●●さんです。借受人は株式会社●●●●です。転用目的は露天駐車場で、申請事由は「新設予定の自動車整備工場に勤務する従業員の自家用車及び整備待ち車両等の配置のため、近接する当該地に露天駐車場を整備するもの。」です。位置図は5ページになります。

なお、本案件は転用面積が3000㎡を超えているため、本委員会で許可相当と決定された後には、県の常設審議委員会へ諮問いたします。その後、別申請中の盛土規

制法許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしくをお願いします。

8番（増田 利之君）

5月7日に現地確認を行いました。場所はカトーレック物流倉庫Ⅱ期、町道1号線の東側で、カトーレック露店駐車場の南側手になります。昨年まで毎年きれいに耕作されていた農地でした。この申請地については、1月30日にキャリオン自動車整備工場と露店駐車場との新設計画に関する地元説明会が下野の公民館で行われました。申請地の南西側の農地は、一部土地が侵食されて水路が埋まってきていることについて話も出ていましたが、地主さんの方からあらかじめ水路の土留め依頼があり、コンクリート製の杭と板で柵渠工事が行われ水路改修されて、東側農地への取水が以前より良くなったと思われます。露店駐車場については造成高は、田んぼ面から0.7～1.7m程度高くなります。東側水路境界線より1.5m控え25度の法面勾配で立ち上げ、町道からは0.2から1.2m程度高くなります。西側の1号線からだとも0から一番高いところで1m程度高くなります。出入り口は町道1号線から14m幅のこの1箇所のみとなります。駐車場内は出入り口付近をアスファルト舗装で、他は碎石を引き、中心部分が1号線よりは1m程度高くし、外周に1.5～2%の勾配を持たせて、駐車場内の地下に雨水調整池、碎石貯留で集中豪雨は雨水を一時的に貯めることで周囲の河川への流出を抑制でき、そういったことで近隣農地への悪影響は起こりにくいかなと思います。それと、工事車両の経路については流通センター方面、それと町道1号線が3月11日に開通したので西田交差点、金田交差点の2経路を利用されるとのことで農繁期に農作業への影響は少ないかなと思います。それと、工事期間中の現場事務所は、ちょうどこの申請地の南側手、3件ほど家が建っている西側手に設置されるということです。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号・番号1については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号・番号1については許可相当と決定されました。

続いて、議案第8号・番号2議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページをご覧ください。議案第8号・番号2について、農地の所在は早島字幸才●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●ですべて地目が田、合計6筆で面積が1031.25㎡です。権利の種類は所有権の移転で、譲渡人は早島町早島●●●●番地の●● ●●さんです。譲受人は有限会社●●●●です。転用目的は露天資材置場で、申請事由は「現在、倉敷市日畑で建設業を営んでおり、業務増加に伴い既存の資材置場では手狭となったため、事務所・インターチェンジからも近く利便性の良い当該地に資材置場を整備するもの。」です。位置図は6ページになります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしくお願いします。

8番（増田 利之君）

5月7日に現地確認を行いました。場所のかんだ保育園の南側手になります。この申請地は長期耕作放棄地で耕作はされていませんでした。この申請地について、土地の形状というのが北側道路より2、3m程度高低差があり、北側道路から南に下る車両の進入路を作り、盛土は30cm以下にされるとのことで、隣接の農地には影響は少ないかとは思いますが。北側道路は車が離合できない狭い道路であり、かんだ保育園の通園時にはこの道路なんです。自動車での通園の禁止道路に指定されているのではないかと思います。それと定期的にかんだ保育園の園児が近隣の公園に引率して散歩コースというか、だんだん公園と西コミの前の公園に散歩コースで園児が数十人で歩かれたりされているので、非常に道路が狭いのが問題があるなど。それとこの道路より低い場所から資材とか重い荷を積んだダンプが坂を上がって道路に出る際、一時停止や安全確保が非常に難しいのではないかと思います。農地区分で言え

ば、調整区域の二種農地になるので、資材置場で転用は可能とは思われるんですが、かんだ保育園とかそういった地域との協議が必要ではないかと思われます。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7 番（眞鍋 和崇君）

農地法上の許可要件としては満たしているのかなと思うんですが、先ほど増田委員がおっしゃってくださったように保育園の近くですし、非常に狭い道路が進入路になってくるわけで、どういった操業を行っていかれるのか、資材を置くだけでそう頻繁に出入りはない資材置場になるのか、それとも頻繁に出入りがあるような資材置場なのか、その点について周辺住民の皆さんにちゃんとした理解とご懸念を払拭できるような説明の場というのは必要なのかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

事前の届出ではそれほど頻繁に出入りすることはないと言われていたんですが、それがずっとそうかという頻繁な時もきつとあると思うので、増田委員と眞鍋委員が言われたように農地法上の問題はないかと思いますが、使い方とか工事中の通行ですとか、道が狭いので不安が出るのももっともだと思います。許可については適当とさせていただいて、かんだ保育園や住宅が並んでいますというご説明をするようには伝えさせていただきます。

1 番（高畠 正人君）

その説明を待つということとはできないのか。

事務局（杉本 和也君）

できないと思います。説明がないと農地法上許可できないなら待つ必要がありますが、農地法の観点では、農地に影響が出るかどうかということになりますので、説明を待つと言うのは保留の理由としては弱いのかなと思います。

議長（日笠 太君）

頻繁に出入りするのか、たまにしか出入りしないのか。それが一番危ないと思うんですが。

事務局（杉本 和也君）

そうですね。そこを周辺に説明してもらわないといけないと思います。例えばそれが毎日出入りするから申請を許可しないとかいうわけにもいかないと思いますので、周知してもらうことに尽きるのかなと思います。

議長（日笠 太君）

特に保育園の園児がいるということで。

事務局（杉本 和也君）

多分その辺は多分知らないんじゃないかなと思うので、保育園の方が。保育園があることは知っているでしょうけど、散歩に通っているということは知らないと思いますのでお伝えはしようと思います。

10番（片岡 正夫君）

それと、許可は致し方ないにしても、30cm以内での盛土ということになれば1反あれば300㎡の土を運ぶわけで、増田委員の説明によれば大型車は入らないんでしょう。

8番（増田 利之君）

通れないことはないが、歩行者とか。

10番（片岡 正夫君）

だからそういう狭い道路なので、要望としては工事車両の出入りの方が頻繁なんじゃないかなと思うので、そのあたりの注意と、町道が損傷した時の、舗装がたぶんやられると思うので、特定されるのであればその補修についても要望していただければ幸いかと思うのですが。

事務局（杉本 和也君）

そうですね。工事中については頻繁な車両の出入りが想定されるので、ありがとうございます。併せて伝えさせていただきます。

10番（片岡 正夫君）

お願いします。

9番（佐藤 周二君）

これはやっぱり先ほどのお話にもありましたように、厳重に事業者、開発業者にも言い含めておく必要があります。特に。単なる口頭でもそうでしょうけどね。ましてや社会問題になってから、農業委員会が認めたということになればその方が問題が大きくなりますから。特に保育園ですから、これが悪いことになれば、一番神経を使うところではあると思うんでね。より徹底をお願いしたいと思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号・番号2については許可したいと思います。
いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号・番号2については許可されました。
それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書7ページをご覧ください。次回の農業委員会は6月11日、木曜日、10時からを予定しております。場所は早島町役場2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和8年第5回早島町農業委員会を閉会いたします。